

## 別紙

## 公開概要書

受付日	令和7年11月23日	回答日	令和7年12月5日	担当課	環境衛生課
意見等の内容	燃やせるごみの処分方法について 燃やせるごみステーションに出す草を指定袋以外の袋で出せるようにしてほしい。				
回答の内容	<p>本市では、草刈り等で発生した草等の廃棄につきましては、燃やせるごみとして、排出していただくようお願いしております。</p> <p>その際、指定ごみ袋により、ごみステーションに出す方法と、焼却施設への直接搬入する方法がございます。</p> <p>指定ごみ袋でステーションに出される場合は、指定ごみ袋をご購入いただくことでごみ処理手数料をご負担いただいております。また、焼却施設に直接搬入をされる場合は、10キログラム当たり60円のごみ処理手数料をご負担いただいております。その際、指定のごみ袋に入れずにそのままの状態での搬入が可能ですので、いずれかの方法をご利用いただけたらと存じます。</p>				